

秋季全国火災予防運動が実施されます

11月9日(日)から11月15日(土)まで、秋季全国火災予防運動が実施されます。この時期は、だんだん気温が下がってきて、ストーブ等の暖房器具を使用する機会が増えてきます。普段の何気ない行動や不注意から生命や財産を失ってしまうような大きな火災につながる可能性があります。火災や、火災による死傷者を無くすためにも、みなさん一人ひとりが火災予防に努め、安心して暮らせる街づくりを実現しましょう。

みんなで取り組みよう！
「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」

4つの習慣

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災報知器を設置する(平成23年6月からすべての住宅に設置が義務付けられています)
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防火品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
- 高齢者や体の不自由な人を守るために、隣近所の協体制をつくる

3つの習慣

- 寝たばこは絶対にやめる
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す

全国統一標語
**『もういいかい
 火を消すまでは
 まあだだよ』**

■問い合わせ
 佐賀広域消防局
 多久消防署 予防指導課 ☎75-2191

多久市での火災発生状況 (平成26年1月～9月)

火災種別	件数
建物火災	4
林野火災	0
車両火災	0
その他	5
合計	9

～佐賀税務署からのお知らせ～
記帳開始説明会を開催します

新たに記帳を行う人や記帳の仕方が分からない人は、この機会にぜひご参加ください。

【対象者】
 事業(営業・農業)所得、不動産所得または山林所得が生じる業務を行うすべての人

会場：多久市中央公民館 大ホール

◆日時 11月19日(水)
 【営業・不動産】10時～12時
 【農業】13時30分～15時30分
 ※都合が悪い場合は、他会場でも参加できます。

会場：メートプラザ(佐賀市)

◆日時 11月10日(月)
 【営業・不動産】10時～12時
 【農業】13時30分～15時30分

会場：小城市役所 大会議室(西館2階)

◆日時 11月11日(火)
 【営業・不動産】10時～12時
 【農業】13時30分～15時30分

■問い合わせ
 佐賀税務署(佐賀第二合同庁舎)担当：安田 ☎32-7511
 ※自動音声にしたがって「2」を選択してください。
 多久市 税務課市民税係 ☎75-2126

家を建てたり、取り壊したりしたら、 税務課にお届けください

固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋・土地などに課税されます。家や倉庫などを新築や増築した場合は、その翌年から課税の対象となり、取り壊しても届け出がないと、誤って課税されてしまう原因にもなります。家屋を建てたり、取り壊したりしたときは、税務課へご連絡ください。



■問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

借金問題

○サラ金からの借金を完済された方、時効前(10年)であれば、過払い請求が可能です。
 ○過払いの請求の場合、着手金不要(解決後、報酬金のみ)裁判までします。(印紙代等の実費は負担)

借金の相談は無料で随時受け付けます。民事・刑事の身の回りの問題もご相談ください。

営業時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～12:00 日曜・祝日休

高崎繁行法律事務所
 弁護士 高崎繁行(佐賀県弁護士会所属)
 唐津市千代田町2109-17 くりはらビル1F
TEL 0955-70-0315

過払い請求 [広告]

